

## 政策 III-2-(1)-②

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	金融行政の透明性の向上に向けた情報発信
16年度重点施策	① 検査マニュアル、事務ガイドライン等の公表 ② 法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）に基づく照会への適切な対応
参考指標	① 検査マニュアル、事務ガイドライン及び監督指針の見直し時における公表状況 ② 回答状況（回答実績）

### 2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること
重点目標	自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること

### 3. 政策の内容

金融機関の競争環境を整備するため、行政のアクションに対する予測可能性を高める観点から、金融行政の透明性の向上に向けた情報発信として、以下の諸施策を講ずることとしました。

- (1) 検査マニュアル、事務ガイドライン等の策定・改訂等を行った際には、金融庁のホームページ上に公表を行います。また、必要に応じパブリック・コメントを実施します。
- (2) 法令適用事前確認手続き（以下、「ノーアクションレター制度」）に基づく照会に迅速・的確に対応することにより、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を確立します。

### 4. 現状分析及び外部要因

「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性を向上させ、信頼される金融行政を確立する観点から、「金融庁の行動規範（code of conduct）の確立」が施策として示されました。

また、同プログラムにおいては、「官」の主導ではなく「民」の力により、望ましい金融システムを実現していくための具体的な施策の1つとして、「財務状況のみならず、様々な観点からの、検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」が提案されているほか、「検査結果の金融機関へフィード

バック体制の充実」が掲げられています。

ノーアクションレター制度については、13年7月に導入され、具体的な取扱いを「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」（以下、「ノーアクションレター細則」という。）に定め、これまで運用してきました。

また、「対日投資促進プログラム」（15年3月 対日投資会議専門部会）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（16年3月 閣議決定）において、各府省に対してノーアクションレター制度の一部見直しが求められました。金融庁としても、「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るため、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げているところです。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### （1）事務運営についての報告

#### ① 「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評定制度」等の策定・公表

「金融再生プログラム」の目標達成とともに、その後の金融情勢の変化を踏まえた「金融改革プログラム」への対応が課題となっています。金融検査においても、「金融機関の自主性・持続的な経営改善に向けた取組みの促進」、「検査の透明性・予測可能性等の向上や「双方向の議論」の促進」、「メリハリのある検査の実施やその更なる効率化の推進」等を目指し、「金融検査に関する基本指針」、「金融検査評定制度」、「検査モニター、意見申出制度等の検査上の運用改善」の策定・公表を行いました。

#### ② 監督指針、事務ガイドラインの策定・公表

信託会社等に関する総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針及び金融先物取引業者向けの総合的な監督指針の策定・公表を行いました。

証券会社及び保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した証券会社向けの総合的な監督指針(案)及び保険会社向けの総合的な監督指針(案)を公表し、パブリック・コメントに付しました。

また、個人顧客情報の取扱い等に関する関連事務ガイドライン等の改正や与信取引に関する顧客への説明態勢に係る中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正を行いました。

#### ③ パブリック・コメント手続<sup>※1</sup>の実績

---

※1 「規制の設定または改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）により、規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、これらの意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続

金融庁においては、16 事務年度中に、政令・府省令・告示改正 25 件のほか、上記「金融検査に関する基本指針」、「監督指針」等、22 件について、広く意見・情報の募集を行いました。

④ ノーアクションレター制度についての運用状況

16 事務年度は6件の照会があり、「回答を行わない事案」（ノーアクションレター細則3.(4)に該当）1件を除く5件の照会すべてに対して同細則に定める回答期間内に回答を行いました。

⑤ ノーアクションレター制度の活用促進に向けた取組み

「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、16 事務年度中に以下の取組みを実施しました。

ア. ノーアクションレター細則の英訳（仮訳）を作成・公表（17 年 2 月）

イ. アクセス FSA による広報等により、ノーアクションレター制度の概要を周知（17 年 3 月）

ウ. ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施（17 年 6 月）

⑥ 業界団体との意見交換

金融庁としては、業界団体との率直な意見交換を通じて、行政対応や行政当局の考え方が業界に正確に理解されるとともに、金融業の実態等を行政当局が遅滞なく把握できることが重要と考え、業態毎に幹部レベルでの意見交換会を実施し、業界との意思疎通に努めました。

【資料 業界団体との意見交換会の開催実績（16 事務年度）】

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11 回	11 回	11 回	3 回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	外国損害保険会社
3 回	7 回	7 回	5 回
証券会社	投資信託会社	信託	—
2 回	1 回	4 回	—

(2) 評価

① 「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評定制度」等の策定・公表

検査の具体的実施手続等を明確化等した「金融検査に関する基本指針」の公表により、検査の透明性・予測可能性が向上したほか、円滑かつ効率的な検査の実

施に向けて、金融機関の理解が深まることにつながったと考えています。更に、「金融検査評価制度」を公表したことにより、被検査金融機関の評価制度に係る予見可能性の向上に資すると考えています。

また、「金融検査に関する基本指針」については、金融機関からのヒアリングやパブリック・コメントといった情報発信等を通じて広くご意見等を募集した結果、検査官、被検査金融機関双方にとって、より一層効率的・効果的な検査の実施に向けた指針となりました。更に、基本指針は、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みの促進に配慮して策定していることから、その公表は、金融機関の自己責任に基づく経営を促すことに資するものといえます。更に、「金融検査評価制度」の策定にあたっては、外部の有識者を加えた「評価制度研究会」を開催し、毎回の研究会の資料及び議事要旨を公表するとともに、「検査における評価制度について（案）」をパブリック・コメントに付すなどの情報発信等により、非常に透明性の高い制度設計が行われたと考えています。

#### ② 監督指針、事務ガイドラインの策定・公表

監督指針、事務ガイドラインについても、策定、改訂等にあたってのパブリック・コメントや策定等の後のホームページ上での公表といった情報発信を行っており、これにより金融行政の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。

#### ③ ノーアクションレター制度の活用促進に向けた取組み

ノーアクションレター制度については、ノーアクションレター細則に則り、照会に対する的確な回答並びに迅速な照会内容及び回答内容の公表に努めたものの、16事務年度における回答実績は前事務年度より4件減少しました。

しかしながら、当庁は、制度の周知や利用者の要望を踏まえた具体的な対応を検討するためのアンケートを実施するなど、制度の活用促進に向けた積極的な取組みを行ってきており、こうした取組みがノーアクションレター制度の活性化、ひいては金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものと考えています。

#### ④ 業界団体との意見交換

業界団体との意見交換については、業態毎の率直な意見交換を通じて、行政対応や当局の考え方に対する業界の理解、また、当局による適時の業界実態の把握が図られたものと考えています。

## 6. 今後の課題

「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評価制度」はその円滑な実施にむけて、検査官及び被検査金融機関の双方に周知徹底していく必要があります。また、引

き続き検査等についての基本的な事項は、公表するとともに、策定にあたってはパブリック・コメント等を適切に活用していく必要があります。

ノーアクションレター制度については、今後、更に金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想され、照会に対して引き続き適切に対応するとともに、アンケート結果を踏まえて制度の活用促進に向けた具体的な対応を検討し、実施していく必要があります。

また、金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって、今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行う必要があります。また、他方で、行政処分等において行った法令解釈の周知、行政処分に係る監督指針及び事務ガイドラインの整備及び周知によって、再発防止に努めることが求められます。更には、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について監督行政の充実を図っていく必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

（ノーアクションレター制度）

- ・ノーアクションレター細則
- ・ノーアクションレター細則に基づく照会書
- ・照会に対する回答書
- ・ノーアクションレター細則の英訳（仮訳）
- ・アクセス FSA 第 28 号（17 年 3 月 25 日）
- ・金融庁におけるノーアクションレター制度に関するアンケート一式

## **10. 担当部局**

監督局総務課、検査局総務課、総務企画局政策課